

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準公開草案第 97 号「金融商品に関する会計基準(案)」等の公表、に関してコメント提出いたします。

服部 隆 (CMA、C I I A)

質問 1 (金融資産の消滅の認識要件に関する質問)

金融商品会計基準案等における金融資産の消滅の認識要件に関する提案に同意しますか。
同意しない場合は、その理由をご記載ください。

質問 2 (金融商品会計基準案等の適用時期等に関する質問)

金融商品会計基準案等の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 3 (企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正に関する質問)

企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正に関する提案に同意しますか。
同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】 質問 1 から 3 について、同意します。

質問 4 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【コメント】

本改正に併せて、実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」についても字句修正が必要ではないでしょうか。

<理由>

同実務対応報告 Q3 で「売却時」「受益者」についてのみ記載(※)されていることが、「金融商品会計基準(注 4)」に「融資者」は含まれないとする、経済実質から乖離した誤った解釈の根拠・補強材料として一部で引用されてきたこともあり、特別目的会社たる信託に対する融資者についても受益者と同様に取扱うことを明確にする必要があるため。

(※) 信託に実行された融資代わり金をもって委託者兼当初受益者の保有する受益権を償還する、という融資を活用した一般的なスキームにおいて、受益権の「償還」が重要なプロセスであるにも関わらず、「2 委託者兼当

初受益者による受益権の売却時の会計処理」というタイトル自体、「売却」のみ記載しており「償還」の記載がないことも、誤った解釈の一因にもなっていたため、「委託者兼当初受益者による受益権の売却時及び償還時の会計処理」、あるいは「委託者兼当初受益者による受益権の売却時等の会計処理」、とタイトル名も修正要。

<修正例>下線部分が修正箇所

(あくまで一例です、受益権が償還される場合の会計処理を別に記載することも考えられます)

「Q3 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託における委託者及び受益者は、どのように会計処理するか。

(・・・中略・・・)

2 委託者兼当初受益者による受益権の売却時等の会計処理

上記のように、受益者は、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことから、受益権が売却された場合、信託財産を直接保有していたものとみて消滅の認識（又は売却処理）（金融商品会計基準第9項及び不動産流動化実務指針第19項から第21項）の要否を判断することとなる。

(流動化する場合の留意事項)

会計上、上記のような信託を利用して、信託財産となる資産を流動化するときは、次の点に留意する必要がある。

- ① 金融資産の信託による流動化において、優先部分と劣後部分のように質的に異なる受益権に分割されて優先受益権のみを譲渡する場合、優先受益権を売却処理するためには、優先受益権が消滅の認識要件を満たす必要がある（金融商品会計実務指針第291項）。また、当該金融資産の譲受人たる信託が金融商品会計基準（注4）の要件を満たす特別目的会社の場合には、当該信託~~等~~に対する新たな**受益者投資者又は融資者**を当該金融資産の譲受人とみなして金融商品会計基準第9項(2)の要件を適用することとなる。・・・以下略・・・」

以上